

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する
調査会答申

平成17年3月

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会

平成 17 年 3 月 16 日

国立国会図書館長
黒澤 隆雄 殿

国際子ども図書館の図書館奉仕の
拡充に関する調査会
会 長 竹内 愼

「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申」について

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会は、平成 16 年 9 月 22 日の国立国会図書館長からの諮問「国立国会図書館国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして今後拡充し発展させるべき図書館奉仕の方向性について貴調査会の意見を求める」を受けて調査審議した結果、結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

その実現方について、特段の御尽力をお願い申し上げます。

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会 委員名簿

会長	竹内 哲	日本図書館協会理事長
会長代理	松居 直	福音館書店相談役
委員	(五十音順)	
	石井 宗雄	全国学校図書館協議会理事長
	亀田 邦子	日本国際児童図書評議会会長
	小峰 紀雄	日本児童図書出版協会会長
	佐々木正峰	国立科学博物館長
	佐藤 宗子	千葉大学教授
	杉本 卓	千葉工業大学助教授
	中多 泰子	日本図書館協会児童青少年委員会委員長
	中西 釦治	ユネスコ・アジア文化センター理事長
	中村 謙	朝日新聞社文化部記者
	藤田 明博	文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）
	松岡 享子	東京子ども図書館理事長
	美馬のゆり	日本科学未来館副館長
作業部会長	佐藤 宗子	千葉大学教授
作業部会委員	中多 泰子	日本図書館協会児童青少年委員会委員長

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する
調査会答申

平成 17 年 3 月 16 日

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申 目次

	頁
はじめに	1
1 子どもを取り巻く環境の変化	2～3
2 今後拡充し発展させるべき図書館サービスの方向性	4～5
3 国際子ども図書館に期待される役割	6～16
(1) 児童書専門図書館としての機能	6
(1)-1 資料・情報センター機能の高度化	6
i 総合閲覧室の新設	6
ii 遠隔利用における利便性の向上	7
iii 収集資料の拡充	7
iv 書庫の増設	8
(1)-2 調査研究機能の推進	8
i 調査研究プログラムの策定および実施	8
ii 読書についての調査研究	9
iii 調査研究環境の整備	9
(1)-3 子どもの読書に対する新たな役割	9
i 子どもと本をつなぐ	10
ii 図書館員等の専門性の向上に向けて	10
iii ネットワークの拠点として	11
(2) 子どもと本のふれあいの場としての機能	11
i 子どもたちに本を手渡す	12
ii 来館した子どもたちへ	12
iii 子どもの本を通じた活動の場として	13
iv すべての子どもに本を	13
(3) ミュージアム機能の展開	14
i ナショナルセンターとしての展示	14
ii 本のミュージアムで	15
iii 手に取って読める展示スペース	15
iv 公共図書館等の展示を支援する	16
v 電子展示の充実	16

		頁
4	電子的な情報発信と連携・協力	17～22
(1)	電子的な基盤整備	17
	i 国際子ども図書館の電子図書館機能	17
	ii 広報活動と情報の発信	18
(2)	連携・協力の推進	18
	i 国内関連機関との連携	18
	ii 国際的な役割	19
5	業務体制と施設の拡充整備	20～22
(1)	業務体制の整備	20
	i 人材育成の必要性	20
(2)	施設の増設	20
	i 新館の機能イメージ	21
	ii 本館（旧館）の機能イメージ	22
結 び	23～24

はじめに

国立国会図書館国際子ども図書館は、「おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く」（国立国会図書館法第 22 条）という規定に基づき、我が国初の国立の児童書専門図書館¹として平成 12 年 1 月に設立され、同年 5 月に第一期開館、平成 14 年 5 月に全面開館した。

国際子ども図書館の設立にあたっては、平成 7 年に「国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会」が設置され、国際子ども図書館の基本的な理念及び役割について調査審議が行われた。この答申により、子どもへのサービスの第一線にある図書館の活動を支援し、子どもが本とふれあう出会いの場を提供するとともに、子どもの本と出版文化に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターとしての役割が明確化された。国立国会図書館は、同答申に基づいて「国際子ども図書館基本計画」を策定し、国際子ども図書館開館後は、関連機関からの連携協力も得て多様なサービスを行ってきた。

このような経緯を経て、国立国会図書館は国際子ども図書館を設置することによって、子どもをその利用者として受け入れることとなった。これは、「国立国会図書館は、真理がわれらを自由にするという確信に立って、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」という国立国会図書館法の前文の精神が、あまねく子どもにも行き渡るようになったということである。また、国際子ども図書館は、「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」を活動の理念としている。子どもが本と図書館の世界に親しみ、本を通して異文化を理解するための国際子ども図書館の活動は、この前文の使命の実現において大きな役割を果たしているといえよう。

しかし平成 7 年の調査会答申に示されながら、現施設の狭隘や構造上の制約等から十分展開できていないサービスもあり、また、子どもを取り巻く環境にも大きな変化が生じてきている。さらに国際子ども図書館の現施設の書庫は、平成 24 年前後には満架となることが予想されている。このような状況を踏まえ、施設の増設を視野において、今後国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして拡充し発展させるべき図書館奉仕の方向性とそれに対応する施設のあり方について、諮問に基づき調査審議を行い、以下のようにとりまとめた。

1 子どもを取り巻く環境の変化

すべての子どもたちは、衣・食・住といった生活の基本的な条件を保障されるだけでなく、子ども時代を楽しみ、心豊かに生きる権利がある。人類が営々と生み出し、受け継いできた芸術や文化遺産、なかんずく物語には、子どもの内面世界を豊かに育む力があり、日々の生活のなかでそれらに触れる環境を整えることは、大人の重要な役割である。

21世紀における子どもを取り巻く環境の変化のうち、子どもの生活に大きな影響を与えるものとしては、「情報化」と「少子化・核家族化」をあげることができよう。

情報化の進展は、周知のとおり現代社会にはかり知れない利便性をもたらし、なかでもインターネットを通じた資料や情報の流通は、図書館の世界においても画期的な発展を遂げた。情報化はまた、子どもたちが幼少期からさまざまな情報に囲まれて成長するという状況を作り出した。子どもが日常の生活時間のなかで接触するメディアが、本や雑誌など活字媒体から、テレビ、ビデオ、CD、ゲーム、パソコン、携帯電話などの電子媒体までと多様になっており、幼少期からの電子メディアに対する接触時間の長期化による発達面での弊害も指摘されている²。

このような情報化のなかで、読書を通して想像性と創造性を豊かに養い、年齢に応じて自らに必要な情報を選び取り活用していく情報リテラシーを培うことや、新たな知識や考えを生み出していく力が求められている。文化審議会の平成16年の答申「これからの時代に求められる国語力について」³では、読書の重要性に言及し「情報化社会の進展は、自分でものを考えずに断片的な情報を受け取るだけの受身の姿勢を人々にもたらしやすい。自分でものを考える必要があるからこそ、読書が一層必要になるのであり、『自ら本に手を伸ばす子供を育てる』ことが切実に求められているのである。」と指摘している。

また、少子化や核家族化も、現代において子育てを困難にしている一つの要因であるといえよう。子どもの数が減少し、群れのなかで子どもが育つこと、異年齢集団の遊びのなかで社会性を学ぶ機会が減少していることが指摘されて久しい。少ない子どものなかで子どもが成長していくという状況を踏まえた社会づくりが必要になってきている。核家族化の進行により、世代を超えた生活の知恵の継承が希薄になり、親の側にも子どもにどのような言葉かけをして良いかわからない、自然な愛

情が持てないなどの問題が生じている。子育てを支える地域社会の力が弱くなっている現代において、これらの代替機能を意識的に構築していくことが必要である。

これからの日本を支える子どもたちの感性や創造性をはぐくむ上で、図書館や読書のもつ機能と意義をあらためて評価し位置付けようという動きが、教育や文化の諸施策のなかでも重視されてきている。平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と基本理念に謳っている。

国際的には、2003年（平成15年）に国際図書館連盟（IFLA）児童青少年図書館分科会が *Guidelines for Children's Libraries Services*⁴（児童図書館サービスのガイドライン）を刊行し、その前書きで「世界中の子どもたちとその家族にとって、図書館の児童サービスが今日ほど重要とされたことはない。」として、時代の急速な変化に対応した図書館サービスによって、あらゆる子どもが図書館に親しみ、使いこなせるようにするべきであると述べている。

子どもたちが、お話を聞くことや読書を通して、見えないものを豊かに想像する力や、新しい世界に対する関心や好奇心、自分で考え創造する力を培っていくことが求められている。これはまた、「聞くこと」「考えをまとめ、伝えること」という、コミュニケーションの力につながっていく。世代を超えて長く語り継がれてきた民族の財産ともいえる昔話、人類の叡智の宝庫である書物、さまざまな可能性を秘めた新しいメディア、これらを中心とした活動のネットワークが、学校や図書館などを中心として作られつつある。読書活動を通して大人と子どもが関わり合い、「ことば」を共有し、伝承の物語を受け継いでいくことは、コミュニティ活動の新しい展開の可能性を秘めているといえよう。

国際子ども図書館においては、これらの子どもを取り巻く社会環境の大きな変化に対応し、児童書のナショナルセンターとして、今後20年程度を見通して、以下に述べるように図書館サービスを拡充し発展させることが必要である。

2 今後拡充し発展させるべき図書館サービスの方向性

国際子ども図書館は、その開館以来、次の 2 つを基本的な役割としてサービスを提供してきた。

- 子どもへのサービスの第一線にある国内外の図書館と連携・協力を図り、かつ、その活動を支援し、子どもの本と出版文化に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターとして機能すること。
- 子どもたちに読書の楽しさを伝え、図書館や本の世界に親しむきっかけを与えることを目的とした各種のサービスを実施すること。

しかし、第 1 章で述べたように、子どもを取り巻く大きな環境変化のなかで、子どもの読書に対する社会の関心が増大するとともに、国際子ども図書館に対してはさらなる期待が寄せられている。これらの環境変化に対応し、サービスの一層の高度化を図るとともに、児童書のナショナルセンターとして期待される役割を適切に果たすために、国際子ども図書館が今後拡充し発展させるべきサービスの方向性を、3本の柱のもとに次の 5 点とする。

なお第 3 章において、それぞれの項目について詳述する。

児童書専門図書館としての機能（大人へのサービス）

① 資料・情報センター機能の高度化

情報提供機能を格段に高度化した大閲覧室を新設し、その基盤となるべき蔵書の一層の充実を図るとともに、今後 50 年程度を視野に入れ、新たに 100 万冊規模⁵の蔵書に耐え得るよう書庫を増設する。

② 調査研究機能の推進

資料調査、子どもと読書についての調査研究など、図書館サービスの現場に還元できるような調査研究を企画実施する。施設を整備し、国内外の受託研究員や研修生を受け入れる。

③ 子どもの読書に対する新たな役割

子どもの読書活動推進法とその後の環境変化を受け、新たな役割として位置付ける。子どもと本をつなぐ人々に対して連携及び支援する。

子どもと本のふれあいの場としての機能（子どもへのサービス）

④ 読むことに加え調べることの位置付け

昔話などの伝承を受け継ぎ、世界の国々や自分の国を理解し、自分の生きる場である地球や自然を知って、豊かな人生を切り拓いていけるような子どもの本とのふれあいの場を提供する。子どもに身近な公共図書館や学校図書館とは役割を分け、調べるテーマとしては、国際理解と科学的な分野に重点をおく。

ミュージアム機能の展開

⑤ 3つ目の柱としてのミュージアム機能の新たな位置付け

図書館が所有する「資源」をさまざまなテーマで編集し立体的に見せる展示は、資料収集や調査研究などの成果を本との出会いにつなぐ総合的な業務であり、大人へのサービスと子どもへのサービスに加えて新たな柱として位置付ける。あわせて、電子展示も拡充する。

3 国際子ども図書館に期待される役割

(1) 児童書専門図書館としての機能

国際子ども図書館は、我が国で初めての国立の児童書専門図書館である。平成 7 年の調査会答申においては、我が国を代表するナショナルセンターとして、なかでも「研究・資料センター」機能に重点がおかれている。

国際子ども図書館の活動を樹にたとえると、資料の収集・蓄積と情報の提供、子どもの本の調査研究は、全ての活動の根幹となるものである。子どもの本と読書をめぐるさまざまな活動や展示会等はその成果であり、来館者を惹きつける花や実であるともいえよう。国際子ども図書館がこの基本的な図書館業務を確実に行うことは、全国で展開される児童図書館サービスに対しても、また根幹としての役割を果たすということができよう。

国際子ども図書館は開館以来 5 年が経過した。資料の収集と情報資源の蓄積・提供については、まだ課題はあるものの、かなりの程度達成されつつあるといえよう。しかしながら、「研究開発の支援」や「受託研究員・研修制度を活用した研究機能の充実」等の調査研究機能については、未だ実現には至っておらず、また閲覧環境としても、急速に進展している情報環境に十分対応できているとは言い難い。これらに対応するため、次に述べるようなサービスの拡充が必要である。

(1)-1 資料・情報センター機能の高度化

納本制度を持つ国立の児童書の専門図書館として、国内・国外の児童書及び児童書関連資料の一層の収集・蓄積に努め、研究者や一般利用者等に対する資料・情報提供機能の格段の高度化を図ることが必要である。

i 総合閲覧室の新設

現在、明治期建築物を再生・活用しているという構造上の理由から、新しい情報環境に対応した情報提供、適切な資料管理という面で十分な対応が取れているとは言い難い。利用者の利便性や、手続きの簡素化・合理化を図るため、和洋の児童書や関連資料を一元的に利用できる大規模な総合閲覧室を新設し、閲覧席数を拡充するとともに、各閲覧席に検索と電子化資料閲覧及びインターネット利用のための端末を配備するなど、施設面での新たな整備が不可欠である。さらに、現在の施設では対応できていない、グループによる閲覧、大量な資料の予約利用等、さまざまな

ニーズに柔軟に対応するための個室や研究室などの新たな設置が必要である。

また現状では、納本資料を利用提供する大人へのサービスと複本資料を提供する子どもへのサービスを一つの建物で行っているために、資料室等の入退室条件を各階でまちまちに設定せざるをえず、双方の利用者にとって不十分でわかり難いものとなっている。利用者の動線を整理し、それぞれのサービスについてより包括的に建物の入口での資料管理・利用者管理ができるようにすることが望ましい。

ii 遠隔利用における利便性の向上

情報提供機能の高度化のため、利用の申込みなどを含め遠隔地からの利用の利便性を向上させる必要がある。また、希少な資料の電子化を促進し、インターネットによる利用の拡大を図ることも必要である。

児童書総合目録の専門情報データベースとしての一層の充実を図るとともに、研究支援データベースとしての機能の高度化を実現する。また、インターネットを通して、主題情報の積極的な発信を行うほか、レファレンス・データベースの構築や関連情報の提供などにより、児童図書館員の図書館業務を支援することも肝要である。

iii 収集資料の拡充

国際子ども図書館は、これまで出版物としての児童書、研究書などの児童書関連資料、電子・映像資料などの非図書資料等の収集に努めてきたが、過去に遡っての未収資料やアジア地域の資料等についてはまだ充分とは言い難く、今後も引き続いて幅広い収集が必要である。また、日本に特有であり、長く子どもの読書の現場を支えてきた文庫等の活動について、関連資料の収集に努めることが必要である。

平成7年の答申では、出版物以外の資料として「子どもの生活記録や絵本の原画等を含む原資料」についても配慮が必要であるとしている。原画等を含む原資料については、それらを収集・研究の対象とする文学館や美術館等の専門機関が存在しており、国際子ども図書館は、図書館としてこれらの文学館や美術館とは役割を分けて考え、これまで収集の対象とはしてこなかった。しかし(1)-2、(1)-3に述べるように、国際子ども図書館が子どもの読書に対して、ナショナルセンターとしての役割を担い、調査研究機能の一層の充実を図っていくためには、収集資料の拡充が望まれる。

原資料のうち、子どもの本の出版に至る過程の資料、作家の思考や作品の背景が

わかるような手稿や日記等については、一定の基準を設けて受け入れを可能とすることが必要である。ただし、絵本やさし絵等の原画については、絵本等の調査研究や子どもが直接原画に接することの重要性はあるものの、収集の範囲の確定、資料の利用提供形態および体制、保管環境についての施設的な対応、職員の学芸員的な専門性などの人的体制の整備等について、これまでの図書館の体制では対応しきれないこと、美術館等他の機関での対応が望ましいことなどから、国際子ども図書館では収集対象として想定しないが、国レベルでの対応が必要と考えられる。

さらに、国際子ども図書館では、研究者等に対する情報提供として、児童文学に関する文学館や絵本美術館等のディレクトリーを整備し、散逸しやすい貴重な資料の所在情報を把握できるようにすることが必要である。

iv 書庫の増設

納本制度を持つ国立の図書館として、収集資料を適切に保管管理し利用に供するとともに未来に引き継いでいくことは基本的な使命であり、書庫はその基盤となるべきものである。現在の書庫は、平成 24 年前後には満架が予想されており、増設が必須である。

情報提供機能の基盤となるべき蔵書については、前項で述べたようにさらなる拡充が必要である。今後の資料増加を想定し、新たに 100 万冊規模の蔵書に対応できるよう書庫を増設するとともに、古書や前述した原資料の手稿等の保存要件を満たし、電子資料、映像資料（DVD、VHS）など、多様な媒体資料に対応できるよう書庫機能の高度化を図ることも不可欠である。

(1)-2 調査研究機能の推進

子どもの読書をめぐる環境整備が進むなかで、子どもの読書の量的な拡大だけでなく、子どもの読書の本質をおさえた活動の推進が必要である。子どもに提供する資料の選択や、児童サービスについての先進的な事例・情報の提供など、児童サービスのあり方を考えるに際しても、子どもの本や読書についての調査研究が不可欠となっている。国際子ども図書館は、子どもの本や読書についての調査研究を企画実施するとともに、研究者に対する資料・情報面での支援も行うべきである。

i 調査研究プログラムの策定および実施

国際子ども図書館が企画実施するものとしては、児童書という資料そのものの調

査研究に加え、資料選択、展示企画やメディアと読書など、図書館サービスの展開に資するテーマとし、図書館サービスの現場に還元できることが望ましい。また、関連機関、研究者等のディレクトリーを構築するとともに、研究者や関連学会との連携を強化し、情報の流通と共有化を図ることが必要である。

ii 読書についての調査研究

国際子ども図書館は、(1)-3 で述べるように、子どもの読書に対して積極的な役割を果たしていくべきである。児童図書館や文庫等の活動を把握できるような資料を含め、子どもの読書に関わる資料・情報を広範に収集し、提供するとともに、読書についてのワークショップを行うなど、本と読書についての調査研究を支援する必要がある。また、児童サービスに携わる、子どもに本を手渡す個人や団体等を広くつなぐ協力ネットワークを構築し、情報提供を行うとともに、調査研究の成果を研修等で広く還元することも求められる。

iii 調査研究環境の整備

現在施設上の理由から十分な展開が出来ないでいる国内外の受託研究員や研修生の受け入れを可能とするため、研修室・個室等を整備することが必要である。現在の施設では、グループによる閲覧・研究や長期間に及ぶ滞在型調査研究などへの対応は困難であるため、新たに40～50名程度を収容できる研修室や個室等を複数新設することが必要である。また、調査の基盤となる十分な資料・情報を収集整備するとともに、研究員等の積極的な受け入れによって、内外の人的ネットワークの構築と情報交換にも資することが望まれる。

(1)-3 子どもの読書に対する新たな役割

国際子ども図書館は、子どもの読書離れ、活字離れに対して危機感を抱いた関係者の広範な活動と世論の大きなうねりのなかで誕生した。平成11年には、衆議院・参議院本会議において、国際子ども図書館開館の平成12年を「子ども読書年」とする決議が採択され⁶、全国で子どもの読書に関するさまざまな活動が展開された。翌平成13年には子どもの読書活動推進法が制定され、これを受けて文部科学省による子ども読書活動推進基本計画⁷の策定、自治体による読書推進計画の策定等と、子どもの読書をめぐる環境整備に向けた取り組みが進展している。

一方で、子どもの虐待や少年犯罪の低年齢化など、子どもをめぐる社会的状況に

は厳しいものがある。また、OECDの調査結果⁸などにみられるように、国際比較における日本の子どもの学力低下も大きな問題となっている。このような状況のなかで、読書に対する社会の関心も増大している。幼少期から電子的な情報にさらされて成長する現代の子どもには、大人の語りかけによって自らの「ことば」を獲得していくことがこれまでも増して重要になっている。そのために子どもの本が果たすべき役割は大きい。あわせて、大人も子どもも本を読むことは楽しいという読書文化を醸成していくことが必要である。国際子ども図書館はナショナルセンターとして、子どもの読書に対するこれらの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

i 子どもと本をつなぐ

子どもの読書には、大人からの働きかけが重要である。子どもの発達段階に応じて、親や保育者、教師や図書館員などと、子どもに本を手渡す人々も広がっていく。ナショナルセンターとしての国際子ども図書館は、直接子どもに対しての読書活動を拡大することよりも、むしろこうした子どもと本の仲介者に対して、子どもの発達段階や年齢に応じた本を手渡せるよう、支援を行うことが必要である。

国際子ども図書館の活動が広く地域に還元され、それぞれの地域で子どもの本と読書に関わる活動が活発になるためには、子どもの読書の重要性についての認識が幅広く共有されるよう働きかけるとともに、その活動をバックアップしていくことが必要である。子どもとともに来館する保護者や、さまざまな子どもの本の関係者に対して、「子どものへや」等で職員による読書についての相談や図書館運営への助言等、ノウハウを提供することなどが期待される。

ii 図書館員等の専門性の向上に向けて

我が国においては、児童サービスに従事する図書館員等について、その養成過程を含めて専門性の涵養が十分であるとは言い難い。国際子ども図書館においては、これらの社会状況をも踏まえて、その活動を通して、児童サービスに従事する図書館員等の専門性の向上に資するよう努めるべきである。

学校図書館や公共図書館など、子どもの身近な場所で直接子どもと本をつなぐ役割を果たしている図書館員や、司書教諭、学校司書等に対しては、全国学校図書館協議会や日本図書館協会など関連機関と連携して、研修や専門講座などによって図書館員の専門性の向上に資することが求められる。

また、国際子ども図書館は、職員の有する図書館業務の識見や所蔵する豊富な蔵書を活用して、図書館員等を対象とした研修、講演会、シンポジウム、ワークショップ等を開催すべきである。さらに、調査研究の成果を児童サービスの現場につなぐものとして、大学等と連携し、館外の専門家等を講師とした連続講座などを積極的に開催すること、あわせて、研修等のテキストを刊行し、現場での図書館活動を支援することなどが求められる。

iii ネットワークの拠点として

子どもの読書について考えるとき、いわゆる図書館サービスだけでなく、本や読書をめぐる活動やネットワークへのサービス提供が望まれる。読書を通してさまざまな活動が構築されつつある読書コミュニティに対しても、連携し支援することが期待される。

国際子ども図書館の施設と資料・情報を積極的に活用し、子どもの本の関係者に対して情報交換や交流の場を提供するとともに、国際子ども図書館の豊富な資料を使ったブックリストの作成など読書に関わる活動の場としても使用できるようにしていくことが必要である。また、関連情報を電子的に提供することで地域での活動を支援し、児童サービス現場の人々のチャンネルづくりにも貢献するなどにより、子どもの読書に対してナショナルセンターとしての役割を果たしていくことが望ましい。

(2) 子どもと本のふれあいの場としての機能

国際子ども図書館の開館にあたっては、国立図書館としての子どもへのサービスのあり方について、さまざまな議論と検討が重ねられた。児童サービスの原点ともいえる子どもへの直接貸出をしない国際子ども図書館は、公共図書館や学校図書館の児童サービスと連携し、全国の子どもたちが等しくサービスを受けられるようにすることを原則とした上で、国際子ども図書館においても、「実践の場」として、また「子どもと本の出会いとふれあいの場」として、子どもへの直接サービスを行ってきた。「子どものへや」等で子どもたちに手にとってほしい児童書を開架し、子どもへのおはなし会や、科学遊び、絵本作り、人形劇など子どもたちと本とを結びつける活動も行われている。開館以来5年間、このような活動を通して子どもが本を読む姿に接し、ナショナルセンターとして児童サービスを行うことの意義と重要性

が明確になってきたといえよう。

i 子どもたちに本を手渡す

読書は子どもに喜びを与えるものである。それは昔話であれ、未知の科学の世界へ誘うものであれ、子どもの想像力の翼を広げ、新しい世界との出会いをもたらす。その読書体験は子どもの心の成長の糧となり、好奇心や創造性を育み、豊かな人間性と論理的思考力を培うものである。

国際子ども図書館は、ナショナルセンターとして、子どもたちに量的に多くの本を提供することではなく、時代を超えて受け継いでいくべき絵本や物語、生きることや未来を考えるきっかけとなる真に優れた本など、核となるべき蔵書を構築し提供することに努めるべきである。そして、子どもたちに図書館や本の世界に親しむきっかけを与え、読書の楽しさを伝えるためのサービスを展開していくことが重要である。

子どもに的確に本を手渡すためには、子どもと子どもの本を良く理解した図書館員が、一人一人の子どもに対し、それぞれの環境や人生の時期において必要とする本に出会えるための手助けをすることが大切である。国際子ども図書館においても、子どもやその保護者に対して、職員が本の選択や読書相談等に応じていくことが必要である。

ii 来館した子どもたちへ

国際子ども図書館は開館以来、子どもへのサービスの主たる対象としては、幼児から中学生程度までとしてきたが、高校レベルの年齢層も含めた上で、それぞれの年齢に応じたサービスの提供も必要である。乳幼児期にある子どもには、わらべうたなど親とのコミュニケーションを通して「ことば」を伝えること、もう少し上の年齢の子どもたちには「聞く」ことばである昔話などをおはなし会により伝えることも重要なことである。おはなしや読み聞かせに加え、ブックトーク等によっても子どもの本の世界を広く紹介していくことが必要である。さらに、「読む」ことから「調べる」、そして「考える」「伝える」ことにつなげていくなど、発達に応じた働きかけも必要である。

重点をおくテーマとしては、国際子ども図書館が広範に収集している外国の児童書などを活用することにより、子どもたちに、異なる国について知り、多様な文化に触れ、日本という自分の国を深く理解することができるよう配慮する。また、未

来を担う子どもたちにとって、自分たちの生きている地球や宇宙を知り、自然や科学に対する驚きや感動を喚起し、知的好奇心を育てるノンフィクションの本も重要である⁹⁾。これらについても積極的な提供を図ることとする。

特に、読書離れが顕著といわれる中学・高校世代の子どもたちに対しては、読書の楽しさを体験させることに加え、将来の職業選択など生き方を考える資料の提供にも配慮することが望ましい。国際子ども図書館の蔵書を活用し、インターネット等の利用環境を整備して、充実した情報提供を行うことが求められる。これらに対応するためには、施設のにも拡充整備が必要である。

国際子ども図書館は、子どもの生活圏にある身近な図書館とは異なるので、修学旅行やグループ見学などにより積極的に子どもたちを受け入れていくことが必要である。小学校高学年や中・高生の見学に際しては、図書館の働きや図書館司書の仕事について体験談等も含めて伝えていくことも意義がある。

iii 子どもの本を通じた活動の場として

国際子ども図書館には、資料を提供するだけでなく、特に子どもの参加を想定した、本をめぐる活動の場を提供することも求められよう。大きい子どもが小さい子どもに本を読み聞かせる、作家、画家など本の作り手との交流や、「本」の造りや価値を学ぶワークショップ、科学遊びやミニコンサート、外国の子どもたちとの交流会など、子どもが参加できるイベントを積極的に開催することが考えられる。これらは、読書活動を通じたコミュニケーションの場としての図書館活動の形ともいえるものであり、地域の公共図書館等との連携も視野に入れることが必要であろう。

特に中・高生に対しては、上野の文化ゾーンに位置するという立地条件を活用し、博物館や美術館など関連する諸機関や諸外国の関連機関と連携・協力したさまざまな企画によって、国や地域を越えた体験や交流の場を提供する等の活動も必要である。

iv すべての子どもに本を

国際子ども図書館は、さまざまなハンディキャップに留意し、来館できる子どもたちだけでなくすべての子どもに対してサービスへのアクセスの機会を提供できるよう、さまざまなバリアフリーに配慮することが必要である。

遠隔地からのアクセスが可能となるよう、電子展示会やデジタルライブラリー等のプログラムを拡充するとともに、学校図書館に対する資料のセット貸出しや公共

図書館等への企画展示の貸出しなど、資料とのふれあいの機会を「届ける」サービスの拡充や、学校現場で活用できる電子的なプログラムの拡充が求められる。

また、障害のある子どものための資料やバリアフリー資料を収集し、提供することが必要である。これにより、障害のある子どもへのサービスについて広く理解を得るとともに、その情報を共有するきっかけとする。そのほかにも、在日外国人の子どもが楽しめる多様な子どもの本を収集し、多文化・国際化に配慮することも必要である。

(3) ミュージアム機能の展開

国際子ども図書館の設立にあたっては、前述したように、来館した子どもへのサービスのあり方についてさまざまな議論と検討が重ねられた。遠方からあるいは見学等でわざわざ来館した子どもたちに提供する、国際子ども図書館ならではのサービスが模索され、展示についても、開館当初から「子どもと本の出会いとふれあいの場」として重視されてきた。開館 5 年を経過して、国際子ども図書館の展示は、特徴あるサービスとして評価されるようになっている。

博物館や美術館と異なり、図書館で恒常的に大規模な企画展示を開催することは、日本では日常業務として定着しているとは言い難い。図書館とは、本来、利用者が自ら求める資料や情報を入手するために来館するところである。しかし、インターネットによって電子的な情報が広く行き渡る現代社会においては、資料や情報を提供するだけでなく、資料や知識など図書館自ら持てる「資源」をさまざまなテーマで編集し、公開し、積極的に発信していくことが必要となっている。展示は、新しい時代に対応した図書館の「場」としてのあり方を考える上で、重要な活動であるといえよう。また電子時代にあっては、来館者に向けた館内での展示にとどまらず、電子展示の積極的な構築・提供が必要である。国際子ども図書館のデジタルミュージアム事業の一層の充実が望まれる。

i ナショナルセンターとしての展示

国際子ども図書館の現在の建物は、百年の歴史を持つ明治期洋館を再生・活用したものであり、建築物そのものもミュージアムとしての雰囲気をもっている。現在の施設全体で、「本のミュージアム」における大規模展示を中心とするミュージアム機能を展開し、定期的なギャラリートーク、音楽や美術など子どもの本の世界を多

角的に彩るイベントなどを積極的に催すことにより、従来の図書館の枠を超えた総合的な施設として運営されることが適切である。

展示の構築には、豊かな蔵書と専門的で高度な識見が必須となる。このため、稀少な資料を所蔵する内外の関連機関との協力や、研究者との連携、職員による日常的な資料調査が必要である。展示はこのように総合的・業務集約型の事業であるので、国立の児童書専門図書館としての国際子ども図書館にふさわしい業務であり、大人と子どもへのそれぞれの図書館サービスに加え、3 本目の業務の柱として、新たに位置付けることが必要である。

本格的な業務展開を行うためには、長期的な計画に基づく展示準備を可能とする業務体制に加えて、複数の展示準備を同時並行で行うための作業スペースや保管スペース等、施設上、業務体制上の整備が不可欠である。

ii 本のミュージアムで

「本のミュージアム」では、子どもの本と読書に関心のある全ての人々を対象とした本格的な企画展示の年間を通じた開催が必要である。展示は、児童書の調査研究の成果を広く共有するとともに、展示会の開催自体が調査研究の機会を提供することとなる。国際子ども図書館の所蔵資料だけでなく、内外の関連機関の所蔵品を借用することで多彩な展示開催を心掛けることが必要である。監修者として内外の専門家の協力を得ること、また関連機関の協力を得て開催することで、国際子ども図書館の活動に外部関係者が参加し、幅広い理解と関心を得る機会となるはずである。

iii 手に取って読める展示スペース

国際子ども図書館の展示は、当初は「子どもと本の出会いとふれあいの場」として、子どもを対象として想定されていた。しかし大規模展示においては、調査研究の成果を共有し、洋書や古書などを活用する本格的な展示として、大人の来館者を主たる対象として想定することが適切である。子ども向けには、現在も「子どものへや」などで行っている小展示に加えて、手にとって読めるよう、さまざまなコレクションをその時々テーマに応じて展示し、閲覧できるスペースを新たに設ける必要がある。

iv 公共図書館等の展示を支援する

上述したように、展示は図書館活動を活性化させるものであるが、小規模な図書館等においては、独自に展示会を開催することには困難が伴う。国際子ども図書館で開催した企画展示の貸出しや、展示リスト等関連情報のインターネットによる公開などで、地域における図書館等の展示開催を積極的に支援していくべきである。

そのためには、外部への貸出しに対応できるよう、開催済みの展示パネルや展示関連資料等を保管・蓄積しておくスペースが不可欠である。

v 電子展示の充実

国際子ども図書館のデジタルミュージアム「絵本ギャラリー」は、英語でのアクセスも可能であり、内外から高い評価を受けるところとなっている。希少な絵本を電子画像や音楽、朗読や解説などを加えて編集した電子展示は、図書館や家庭など場所を選ばず楽しめるだけでなく、学校現場でもさまざまな活用が可能である。

電子展示は、絵本の世界にとどまらず、科学の世界や伝承・口承の世界などにプログラムを広げていくことで、子どもの本の世界を多角的に紹介し、マルチメディアによって「ことば」の文化の枠を大きく広げる可能性を秘めている。アジアという地域に留意したプログラムの構築も必要である。関連機関の広範な協力を結集しつつ、電子展示の世界を格段に拡充することが必要である。

4 電子的な情報発信と連携・協力

第3章で述べた3つのサービスを支える共通の基盤として、電子的な基盤整備と国内外の関連諸機関との連携・協力があげられる。これらについては、平成7年の答申においても機能実現のための重要課題として重視されているが、サービスのさらなる充実のためには以下に述べるような拡充が必要である。

(1) 電子的な基盤整備

情報通信技術の進展は社会の隅々まで行き渡り、地球規模で社会全体の仕組みを大きく変えつつある。我が国においても、IT国家、電子政府の構築が進むなかで¹⁰、情報の電子的な発信・流通が一段と進んでいる。このような状況において個人は、自己決定に必要な情報の取捨選択を自身で行うことが必要になっている。子どもの教育等に関連した領域においても、総合学習が重視され¹¹、子どもの成長過程に応じた情報リテラシーの獲得が重視されてきている。

図書館においても、利用アクセスのインターネット化はもとより、書誌情報・関連情報の公開、資料そのものの電子化など、電子通信技術を活用したサービス提供の進捗は著しい。

i 国際子ども図書館の電子図書館機能

国際子ども図書館は、その設立当初から、電子図書館の仕組みを通して全国に等しくサービスを提供し、遠隔地にいる子どもたちにも子どもの本との出会いの場を提供することを目指してきた。デジタルミュージアムに力を入れてきたのも、その表れである。国際子ども図書館の電子図書館機能は、広報や利用案内に加えて、児童書総合目録データベースを中心としたデジタルアーカイブと、電子展示を提供するデジタルミュージアムによって構成されている。

デジタルアーカイブにおいては、児童書に関する研究成果や関連情報などについてポータル機能の構築や、研究者情報のディレクトリーの提供など、幅広い情報の国内外での利用の促進が不可欠である。特に児童書は散逸しやすい資料であるので、国際子ども図書館だけでなく、国内有数の児童書所蔵機関の書誌情報を総合的に提供する児童書総合目録の充実や、児童書そのものを電子化して提供する児童書デジタルライブラリーのコンテンツの拡充を図りつつ、書誌情報・専門付加情報と一次画像情報の一体的提供を視野に入れるべきである。また、児童書の調査研究に役立つ

つ文学館や絵本美術館等の所在・所蔵情報などの提供も望まれる。

デジタルミュージアムについては、これまで手がけてきた絵本ギャラリーに加え、ユネスコ・アジア文化センター等と連携したアジアの子どもの本のプログラム、昔話など伝承の音声による収集、自然科学の面白さを体験できるプログラムなど、新しい分野の提供も期待されよう。

ii 広報活動と情報の発信

開館以来国際子ども図書館では、さまざまな業務を創造的に構築して一定の成果をあげてきているが、その活動内容が十分に知れ渡っているとは言い難い。国際子ども図書館の活動は、地域の公共図書館等の活動にも大きな影響力を持ちうるので、その活動内容を広く広報・発信し、図書館員や学校現場に共有されることが必要である。

国際子ども図書館や国立国会図書館が提供している電子展示等のデジタルコンテンツについて、エンドユーザーの利用、活用を視野においた情報提供が望まれる。コンテンツの趣旨や目的、学校現場や図書館での活用方法等について研修を行うなど、積極的な活用を促すことも必要となろう。

国際子ども図書館で開催されている展示会や子ども向けの絵本作りの講習などについて積極的・具体的に紹介するなど、ホームページを活用したタイムリーで内容豊富な情報発信を行い、来館を促すとともに、WEB情報そのものが図書館等の活動をサポートすることが望ましい。

また、国際的な連携に資するような情報発信に努めるとともに、子どもが直接楽しめる子ども向けホームページの構築等により、国際子ども図書館の存在が子どもに身近になるような工夫が必要である。

(2) 連携・協力の推進

i 国内関連機関との連携

国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとしての機能を十全に果たしていくためには、これまで述べてきたように関係する内外の諸機関との密接な連携・協力を推進していくことが不可欠である。子どもの本と読書に関する図書館等関連諸機関のネットワークが構築されることは、我が国全体の児童サービスの向上につながるばかりでなく、国際子ども図書館の業務の拡充・発展においても必要なことである。

国際子ども図書館でこれまで運営されてきた関連諸機関との連絡会議の開催に加え、大学や学会の研究者等との連携・協力を拡充するとともに、博物館・美術館等とも連携し、多様な活動を展開する。また、子どもの読書に対する役割の位置付けを受け、公共図書館、学校図書館、文庫等、子どもの身近な場所で児童サービスを行っている仲介者や機関に対しての連携・協力を拡充することが必要である。

ii 国際的な役割

国際子ども図書館の設立に際しては、我が国を代表する図書館として、児童書に係る国際的な図書館活動を推進し、子どもの文化の領域で国際貢献を果たすことが期待されていた。発展途上国の多いアジア地域においては、児童書や子どもの読書を巡る状況は厳しいものがある。特にアジアの国々に対して、文化的な貢献が期待されていた。

国際子ども図書館は、開館以来、アジアをはじめとする多くの国々から来訪者、見学者を迎えてきており、その存在自体が大きな意義を持つところとなっている。韓国では、我が国に次いでアジア地域で2番目となる国立の児童書専門図書館の設立が予定されており¹²、シンガポールにおいても、子どもの本と読書に関する国際会議¹³が毎年開催されるなど、アジアにおける子どもの本を巡る状況も少しずつ活発化してきている。国際子ども図書館がこれらの国々と連携し、アジア地域における子どもの本の関係者のネットワークを構築することができれば、アジアの国々に対する大きな貢献となるであろう。

また、国際図書館連盟（IFLA）や国際児童図書評議会（IBBY）等国際会議への出席、各国言語の児童書の収集に加えて、電子通信技術を活用した資料・情報の共有化や共同プログラムの構築、研究員・研修生を受け入れての交流などを積極的に展開すべきである。

5 業務体制と施設の拡充整備

(1) 業務体制の整備

国際子ども図書館が、将来にわたって児童書のナショナルセンターとして期待される役割を果たしていくためには、以上述べたようにサービスの新たな展開と拡充整備が必要である。業務運営の効率化に留意することは当然のことであるが、これらの業務を支える体制の整備もまた不可欠である。

国立国会図書館には、国際子ども図書館の活動を通して、子どもの読書に対してもナショナルセンターとしての役割を果たすことが期待されている。国立の機関として、子どもの読書活動推進法の趣旨に鑑み、十分な人的・予算的措置を講ずるべきである。

また国際子ども図書館は、開館当初から、国内外の関係諸機関の協力や連携を得て業務を遂行してきた。今後とも一層の連携を図り、外部の専門家達の経験や能力を結集することが必要である。

i 人材育成の必要性

国際子ども図書館では、これまでも出向や実務研修員などにより、公共図書館等のベテランの児童図書館員を受け入れてきた。また客員調査員や非常勤調査員等を委嘱することで、外部専門家の高度な専門知識を幅広く取り入れ、業務を構築してきた。今後とも、このような人事交流などに積極的に取り組むとともに、先に述べたような受託研究員制度なども構築すべきである。

しかし、これまでに述べたような多岐にわたる業務を展開するためには、児童書やそれに関わる読書活動について、広い識見を有し、企画力に富んだ職員を確保することが不可欠である。調査研究や研修等により職員の知識や能力の涵養を図るとともに、研修の成果が蓄積され、業務に活用できるような人的配置が求められる。また将来的には、対外的にもこの分野のイニシアチブをとれるような専門性を有した職員の育成を目指すことが期待される。その実現方策についても検討が必要である。

(2) 施設の増設

国際子ども図書館の施設は、百年の伝統を継承するとともに、我が国の先端技術を駆使し自然や環境に配慮した、世界に誇れる施設とすることが望ましい。

国際子ども図書館の現在の書庫は約 40 万冊の収蔵能力を有するが、既に所蔵資料は 30 万冊を超えており、平成 24 年前後には満架が予想される。我が国を代表する児童書のナショナルセンターとしては、今後の資料の増加を視野に入れ、新たに 100 万冊規模の収蔵能力を確保すべきである。また、所蔵する資料も古書やマルチメディア等多様化しており、書庫の増設と保管機能の高度化が必須である。

さらに、これまで検討してきたように、国際子ども図書館が、子どもの本と読書をめぐる大きな環境変化に対応して、ナショナルセンターとして期待される役割を果たしていくためには、書庫だけでなく、サービススペース・事務スペース等を含む施設の拡充が必要である。図書館サービスの基盤を支えるのは、職員の日常的な業務である。現施設の事務室や作業スペースはあまりに狭隘であるので、施設の拡充にあたってはこれらの十分なスペースと適切な作業環境を確保することが必要である。またライブラリー・ショップの設置やトイレの増設など、利用者の便宜を図るような施設の整備も不可欠である。施設の新設にあたっては、バリアフリー化とともに安全管理に留意し、電子通信技術を駆使した最新の利用環境を整備すべきことはいうまでもない。また、ステージや映像・音響等設備を整備し多角的な運用が可能となるようなホールを新設すべきである。

施設の増設に際しては、その立地条件を活かし、上野の文化ゾーンに位置する現在の施設と隣接して一体のものとして運営できるよう、国立国会図書館敷地内に建築することが必要である。

以上を踏まえ、施設の増設にあたっては、新館、本館（旧館）のそれぞれに、以下のような機能を集約することが適切である。

i 新館の機能イメージ

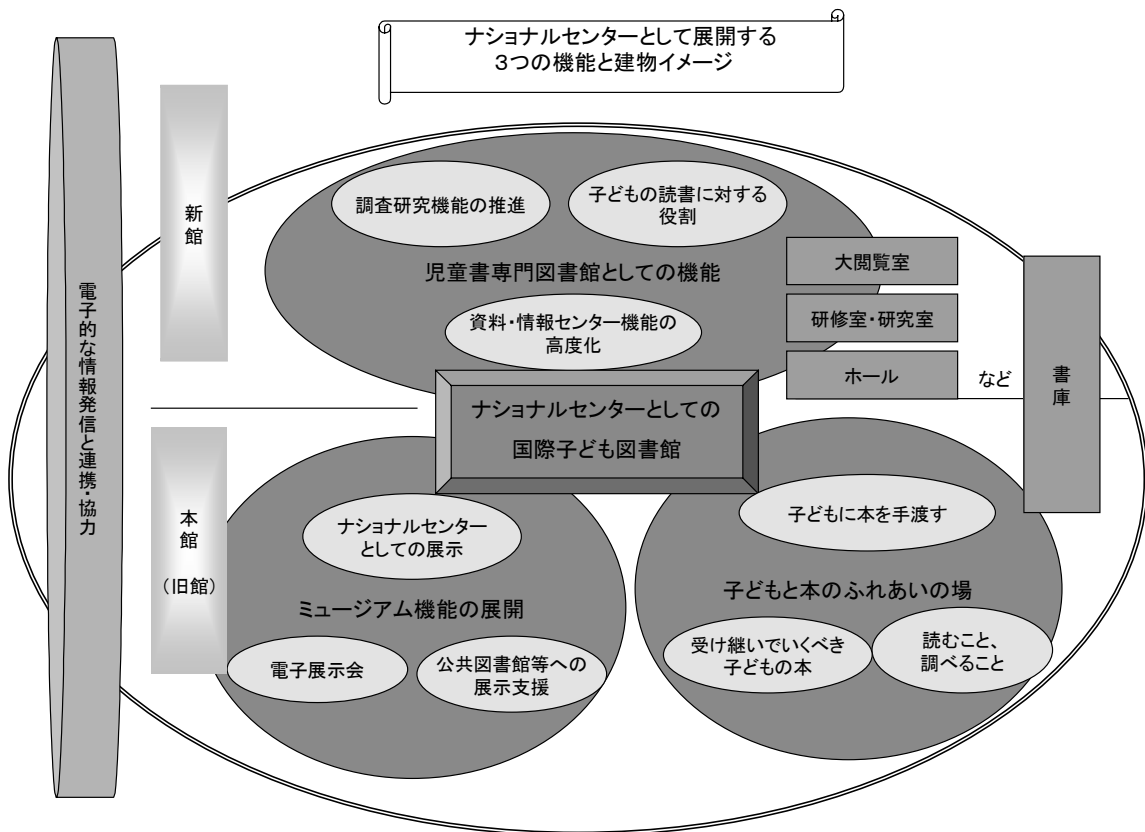
新館には書庫を増設して、児童書のナショナルセンターとして、新たに 100 万冊規模の蔵書に対応できるよう拡充整備することが必須である。

現在の施設（本館）の 2 階部分は、大人のための資料室、調査研究スペースとなっているが、歴史的建造物の保存のために、壁・天井・照明・間仕切りなど、百年前のものをできる限り利用している。この歴史的建造物の特性が、最新の情報提供環境を整備する上で大きな制約となっている。これらの機能を、新たに建築する新館に集約し、最新の電子通信技術を活用した利用環境を整備すべきである。

ii 本館（旧館）の機能イメージ

現施設は、百年の歴史を有するルネサンス様式の明治期洋館を再生・活用したものであり、来館者にも好評である。東京都選定歴史的建造物にも指定された風格のある建物は、国際子ども図書館を特徴づけるものとなっている。本館（旧館）には、歴史的建造物の魅力を活用し、大人も子どももともに楽しめる子どもの本のミュージアム機能を展開することが適当である。

また、大人へのサービス機能を新館に移すことで新たに生まれるスペースを活用し、これまで述べたような子どもへのサービスを十全に展開することが期待される。これを図示すると以下ようになる。



結 び

今回、平成7年の答申に続いて、国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関して調査審議し答申を行うことは、この図書館の当面する課題からも、時代の要請からも、時宜を得たものである。結びにあたって、審議の過程で共有された「読むこと」の概念について言及しておきたい。

本来、人が生きるために「読む」対象は、人と、人が生み出したもの、社会と自然、およびそれぞれの相互関係であって、いわゆる「読書」だけが万能なのではない。しかし、自分を取り巻くものから必要なものを読み取る力をつけるためには、「本」の重要性とともに、「読書」によって育まれる心の広さ、豊かさ、そして楽しさを看過することはできない。そこで人の読書と図書館との関わりについて、「適書を適時に適者に」というM. デューイの言葉¹⁴が生まれる。これは、図書館員が一方的に与えるものではなく、利用者との対等の人間関係において、相手を重んじて行う専門的援助の一つなのである。そしてそれを支えるものは、網羅的なコレクションと、一人の利用者の要求を的確に読み取り、適切な資料に結びつける図書館員の存在である。

大人が子どもの読書に関わるということは、一生を通じての読書生活のその出発点にある人たちの読書に関わるということである。これは子どもが本来持つ力に信頼し、子どもの生活と、子どもの文化への確かな目を養ってはじめて成り立つ仕事である。本答申において、国際子ども図書館の「子どもの読書に対する新たな役割」として、子どもの読書に関わる大人へのサポートを強調したのはそのためである。この「人」の存在が、さまざまな困難を乗り越えて図書館サービスを発展させる原動力となる。

そして全国と世界とでこのような仕事に関わる人たち—子どもたちをはじめとして、親、教師、図書館員、地域の人たち、出版者、研究者、そして地域と国と世界の図書館政策に関わる人たち—が国際子ども図書館の存在を知り、その図書館奉仕に共感し、お互いの考え方を分け合うナショナルセンターと見なすようになるのである。

本答申は、国際子ども図書館が今後、いかに子どもの本と文化に関心を持つ人びとの力たりうるか、そのための図書館サービスと施設と職員の専門性とを具体的に提案している。この図書館が国際的な連携のもとに、子どもも大人も本と親しむための本のミュージアムとして、子どもの本との出会いの場を提供し、児童書の専門

図書館として調査研究に基づいた確かな情報提供機能を拡充し、さらなる発展ができるよう、国立国会図書館はもとより各方面での取り組みを強く望みたい。

注

- 1 本答申にいう児童書とは、「おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料」（国立国会図書館法第 22 条より）をいう。
- 2 社団法人日本小児科医会子どもとメディア対策委員会平成 16 年 1 月 26 日付「子どもとメディア」の問題に関する提言（<http://apa.umin.jp/media2004.html>）、ならびに、日本小児科学会こどもの生活環境改善委員会平成 16 年 4 月 5 日付提言（<http://www.jpeds.or.jp/saisin.html#67>）参照。これに対して、平成 16 年 7 月 17 日に日本小児神経学会は科学的根拠が不足していることを指摘（「朝日新聞／東京」平成 16 年 7 月 18 日朝刊 34 面）するなど、活発な論争が行われている。
- 3 文化審議会国語分科会答申「これからの時代に求められる国語力について」平成 16 年 2 月 3 日（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04020301.htm）。
- 4 IFLA Libraries for Children and Young Adults Section *Guidelines for Children's Libraries Services*. 2003.12 20p.
（<http://www.ifla.org/VII/s10/pubs/ChildrensGuidelines.pdf>）
- 5 国際子ども図書館の最近 5 年間の平均収集実績は、年間雑誌約 7,000 点、単行書約 13,000 冊である。
- 6 「子ども読書年に関する決議」平成 11 年 8 月 9 日参議院本会議、平成 11 年 8 月 10 日衆議院本会議
（http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g14513003.htm）
- 7 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 8 月、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された。
（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/003.pdf）
- 8 OECD（経済協力開発機構）の国際的な学習到達度に関する調査 PISA(Programme for International Student Assessment)2003 年調査の国際結果の報告書による。国立教育政策研究所編『生きるための知識と技能－OECD 生徒の学習到達度調査(PISA) 2003 年調査国際結果報告集 2』ぎょうせい 平成 16 年 375p
- 9 国立国会図書館科学技術関係資料整備審議会「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する提言」平成 16 年 12 月 6 日 に、提言Ⅱ（3）「科学技術の未来を担う子ども達のために」として言及されている。（『国立国会図書館月報』527 号 平成 17 年 2 月 pp.15-16）
- 10 I T 戦略本部「e-japan 重点計画 2004」平成 16 年 6 月 15 日
（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2004/040615honbun.html>）
- 11 小・中学校においては、平成 14 年度より、高等学校においては平成 15 年度より「総合的な学習の時間」が本格的に実施された。
- 12 韓国は、分館である学位論文館の児童・青少年図書館への改編を計画している。これは、児童・青少年向けの納本資料を活用して利用に対応するニーズに応えようとするものである。（国立国会図書館業務交流代表団「韓国国立中央図書館との第 8 回業務交流について」『国立国会図書館月報』526 号 平成 17 年 1 月 pp14-23）
- 13 シンガポール国立図書館評議会は 2001 年から毎年、アジア子どもフェスティバル（Asian Children's Festival）を実施し、子どもの文学、出版、書誌情報、創作活動に携わる人々の交流と連携をはかっている（2004 年 11 月 18 日から 12 月 5 日まで）

まで実施した 2004 年のホームページ <http://www.asianchildrensfest.com/>)。

- ¹⁴ 米国の M. デューイ (Melvil Dewey, 1851-1931) は、デューイ列挙型十進分類法を発表するほか、米国図書館協会会長 (ALA) などを務めた。この言葉は 1879 年頃 ALA の活動の標語としたもの。

付属資料

付属資料一覧

- 1 諮問書
- 2 国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会 審議経過
- 3 「国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会答申」概要
(平成7年11月)

付属資料 1

国 図 子 第 7 9 号
平成 1 6 年 9 月 2 2 日

国際子ども図書館の図書館奉仕
の拡充に関する調査会会長 殿

国立国会図書館長
黒 澤 隆 雄

諮 問

国立国会図書館国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして今後拡充し発展させるべき図書館奉仕の方向性について、貴調査会の意見を求める。

説 明

国立国会図書館国際子ども図書館は、「おおむね 18 歳以下の者が主たる利用者として想定される図書及びその他の図書館資料に関する図書館奉仕を国際的な連携の下に行う支部図書館として、国際子ども図書館を置く」（国立国会図書館法第 22 条）という規定に基づき、我が国初の国立の児童書専門図書館として平成 12 年 1 月に設立され、明治期の歴史的建造物を保存活用して同年 5 月に第一期開館、平成 14 年 5 月に全面開館した。

これに先立ち、平成 7 年 11 月に国際子ども図書館の基本的な理念及び役割について「国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会」の答申を得、子どもへのサービスの第一線にある図書館の活動を支援し、子どもの本と出版文化に関する広範な調査・研究を支援するナショナルセンターとしての役割が明確化された。当館は、同答申に基づいて「国際子ども図書館基本計画」を策定し、国際子ども図書館開館後は、関連機関からの連携協力も得て多様なサービスを行うとともに、子どもが本とふれあう出会いの場を提供してきた。

一方、平成 13 年 12 月には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において本と出会える環境を整備するため、「子どもの読書活動の推進に関する

法律」が制定され、子どもと読書に関する諸方面の取組が活発化してきている。
このような状況の中で、国際子ども図書館のナショナルセンターとしての役割
にも一層の期待が高まっている。

現行施設の書庫が平成 24 年前後には満架となることを踏まえ、施設の増設を
視野において、今後国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして拡
充し発展させるべき図書館奉仕の方向性とそれに対応する施設の在り方につい
て、貴調査会での調査審議をお願いしたい。

付属資料 2

国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会 審議経過

日付	事項
平成16年 6月25日	国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会規則制定
9月1日	国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会規則施行
9月16日	第一回幹事会 (幹事：安江明夫総務部長、原田公子収集部長、吉永元信資料提供部長、長谷川俊介総務部管理課長、山口和人総務部主任参事、富田美樹子国際子ども図書館長)
9月22日	第一回国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会 子どもと読書をめぐる環境変化、国際子ども図書館に期待する役割についてキーワードを抽出
10月12日	第一回作業部会 第一回調査会発言に基づくキーワード整理 討議資料1「国際子ども図書館業務の現状と課題」に基づく課題整理
11月10日	第二回作業部会 第一回作業部会に基づく課題整理 「第二回調査会に向けた検討の取りまとめ」検討
12月10日	第二回幹事会
12月15日	第二回国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会 討議資料1「第二回調査会に向けた検討の取りまとめ」を調査審議(希望委員を対象に国際子ども図書館見学実施)
12月中	委員補足意見取りまとめ
平成17年 1月11日	有識者ヒアリング(秋田喜代美東京大学大学院教授)
1月12日	第三回作業部会(松居委員も出席) 答申本文素案検討
1月18日	杉本委員ヒアリング 作業部会答申本文素案への意見
2月24日	第四回作業部会 委員意見を反映した答申本文案検討
3月4日	答申本文案を委員送付

- 3月10日 第四回幹事会
- 3月16日 第三回国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会
「答申本文案」調査審議
答申本文案を修正の上、答申として決定
- 3月16日 国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会長より
国立国会図書館長に答申を手交
- 3月29日 第五回作業部会

国立国会図書館に設置する児童書等の利用に係る施設に関する調査会答申 (概要)

平成7年11月17日

1. 国立国会図書館支部上野図書館に「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」を設置することについて

子どもの読書環境において、図書館の果たす役割は極めて重要である。児童書の網羅的な収集・保存と関連する研究資料の整備を基礎として、子どもへの直接サービスの第一線にある図書館の活動を支援し、かつ子どもの出版文化に関する広範な研究を支援するナショナル・センターの設立が緊急の課題となっている。

国立国会図書館は、我が国唯一の国立図書館として、納本制度により収集される国内出版物を核とした種々の機能を果たしているが、それは、国民としての子どもと児童書にも等しく及ぶべきである。前述のナショナル・センターの基本的機能は、まさに国立国会図書館の本来的機能に合致するものであり、諸般の状況に照らして、それは同館支部上野図書館に設置することが適当である。

2. 「児童書等を一般公衆の利用に供するための施設」に期待される機能

(所管すべき資料)

国立国会図書館が現に収蔵し、かつ今後収集する内外の児童書及び関連資料を幅広く所管する。児童書の範囲には、中学・高校生を主たる読者として出版されるヤングアダルト資料群も含め、各種の形態による内外の児童資料を収集する。また、内外の研究資料を整備し、子どもの生活記録や出版の原資料等にも配慮する。

(研究・資料センターとしての機能)

本施設の第一義的機能は、児童書や子どもの読書と文化に関わる研究・資料センターとしての機能である。情報資源の蓄積と提供、データベースの整備、研究的機能の充実が必要である。

(「図書館の図書館」としての機能)

同様に重要な役割として、第一線の児童サービスを支援する「図書館の図書館」としての機能がある。資料の貸出、複写サービス、レファレンス協力、国際的な窓口機能等の資料・情報提供面の支援、また研修生の受入、セミナーの開催等の諸活動による専門家への支援が要請される。

(子どもへのサービスのあり方)

子どもが利用できる図書館として構想するが、国立の施設として、第一線の図書館とは異なったものとなる。端末機器や映像設備をも活用した展示・見学、訪問学級その他の催し物等により、子どもが本とふれあう出会いの場とする他、各地の図書館等とのネットワークや電子図書館の機能を活用することにより子どもへのサービスの充実を

図る。

（関係諸機関との連携・協力）

ナショナル・センターとしての機能を果たすためには、内外の関係する諸機関との連携・協力を進めることが重要である。国内関係諸機関とのネットワーク協力を進めて、その調整を図るため本施設を中心に関係諸機関による運営委員会を組織し、協力基盤を形成する。また、国外の類縁機関との情報・資料の交換や人的交流を進める。

3. 機能実現のための重要課題

機能実現のための諸課題のうち、下記については特に重要な課題として取り組むべきである。

（電子図書館化の推進）

電子図書館化は、資料と子どもや研究者を結び付けるための有効な手段であり、マルチメディアや情報ネットワーク化を通じて本施設の可能性を拡げるものである。

①書誌情報データベースの構築や資料の電子化等の基盤整備、②研究者・一般利用者への支援、③子ども文化育成環境の構築という方向に沿って、段階的に電子図書館化を進める。

（国際的役割）

我が国を代表する図書館として、児童書に関する国際的な図書館活動を推進し、子どもの文化の領域で国際貢献を果たす。そのため、本施設が中心となって世界各国の児童図書館とのネットワークを構築する。特にアジアにおいては、本施設がアジアの児童書センターとしての役割を果たすならば、アジアの国々に対する文化的貢献となる。

4. 当該施設の組織・運営等

本施設は、国立国会図書館を構成する専門的機能をもつ組織として、同館支部上野図書館に設置される。名称は、その期待される機能に鑑み「国立国際子ども図書館」が望ましい。

運営に当たっては、関係諸機関や外部の専門家達の経験や能力を結集するとともに、柔軟な考え方が求められる。本施設の業務のうち図書館の基盤業務については同館が実施する。

施設については、支部上野図書館庁舎を活用することとし、安全性に配慮しつつ、機能に適した施設として改修する。そのため、速やかに本答申の趣旨に沿った将来の施設整備計画を策定する必要がある。

本施設の設置及びその運営に関しては、関係各方面の協力を得ることと、職員体制ならびに予算等の条件整備を十分に行うことが必要であるが、その重要性と緊急性に鑑み、国立国会図書館ができる限り速やかにその実現に向けて取り組まれることを強く望む。